
特集：現代の規範理論と社会保障

趣旨

目的と基本的な問題関心

1968年6月から『季刊社会保障研究』にて「人と業績」シリーズが連載され¹⁾、続いて1993年には『海外社会保障情報』にて特集「社会保障理論とその周辺—海外の研究者たち」が組まれました²⁾。今回の特集は、この流れにあって、社会保障をめぐる様々な論議の基礎となり、21世紀の社会保障改革を展望するにふさわしい現代の規範理論を紹介することを目的とするものです。本特集の基本的な問題関心は次のとおりです。はじめに、現代社会は次のような多元性に特徴づけられていると考えます。

- ① 目的の多元性：異なる複数の目的をもつ個人と集合体（ポジション・カテゴリー、組織・団体、地域共同体、政治的共同体、社会、万民の社会など）が存在する。
- ② 道徳判断の多元性：異なる複数の規範理論と異なる複数の道徳判断が存在する。
- ③ 自我的多元性：各個人は、異なる複数の集合やカテゴリーに属し、異なる複数の規範理論に直面することによって、異なる複数の目的と異なる複数の道徳判断を併せ持つ。

このような多元性のもとで、各々の個人や集合体は、共通に次のような問題に直面していると考えます³⁾。

A. 資源分配（再配分）システムの設計に関する問題

1. メンバーに対して共通に保障すべき公共善のリストをどのように確定するか。
2. 公共善の保障（関連する諸財の生産・配分）に関して、メンバーの間にどのような権利・義務関係（便益・負担関係）を形成するか。保障すべき公共善の間にどのような重みづけを形成するか。

B. 社会的な意思決定システムのあり方に関する問題

- A.の1.2.の問題に関する集合体の判断をどのような手続きで決定するか。すなわち、個々のメンバーの自律的な判断をいかにまとめ上げて、集合体の判断を導出するか。

留意すべきは、資源配分システムの対象となる公共善はかならずしもすべてのメンバーの利益と整合的であること、あるいはメンバー全員の総利益と整合的であることを意味するものではない点です⁴⁾。ある種の公共善は、特定のポジションあるいはカテゴリーに対してのみ価値をもち、それへのアクセスも自ずと限られたものであるかもしれません。極端な場合には全員の選好と矛盾するような判断が、公共善に関して構成される可能性があります⁵⁾。けれども大切なことは、構成される集合体の判断は、すべてのメンバーが一定のかたちで、一定の条件のもとで理的に承認しうるような判断でなければならないという点です⁶⁾。はたしてそのような判断は構成可能なのでしょうか。可能だとしたら、それはどのようなかたちと条件においてなのでしょうか。

本特集の射程と展望

現代の規範理論のなすべき仕事は、承認のかたちや条件を明らかにしながら、ひとびとが理的に承認しう

るような判断を理論的に構成してみせることです。各規範理論の提出する判断は、たとえそれがあらゆる事態を想定して形成された判断であったとしても、異なる理由を根拠として形成された他の判断によって覆される可能性を常に残しています。逆に、それがいかなる理由によっても覆されることのない判断であったとしても、起こりうる事態に関する想定が限られたものでしかない可能性を常に残しています。このような点に留意しながら、各規範理論の適用領域を限定し、限定された領域に関する部分的評価を形成すること、それらを互いに整合化し、福祉国家の基礎とすべき開かれた判断体系を形成することが重要となるでしょう⁷⁾。ここで「開かれた」とは、未だ評価しない領域が残されていることを意味すると同時に、どの領域が残されているかが明示的であり、今後付加していく際の課題があきらかであることを意味します⁸⁾。

本特集は、このようなプロセスを経て吟味されたいいくつかの規範理論——序論(社会保障への公共哲学的アプローチ)をはじめとして、ジョン・ロールズの正義理論、アマルティア・センの潜在能力理論、ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論、ジョン・ローマーの機会の平等アプローチ、ロバート・グッディングの功利主義的社会設計論、そして、ウルリッヒ・ベックのリスク社会と再帰的近代論の7つ——について、<この部分に関してここは譲れない>という主張を集めてみました。はたして、各々の規範理論の切り取り方はフェアでポイントを捉えたものであるか、はたして、これらの主張を相互に突き合わせることによって整合的かつ開かれた判断を構成することができるのか、といった問題は、引き続き検討課題として残されています。

また、本特集で収録した規範理論の多くは、自然的・社会的偶然の累積によってもたらされる社会的・経済的不平等の緩和・調整の必要性を認識し、市場競争制度を補完する資源配分システムを積極的に考案しようとするものです。けれども、「序論」で述べられているように、福祉国家の基礎となる規範的判断を形成するためには、これら以外にも、見落とすことのできない規範理論が数多く存在します。ひとの認識の限界と存在の可能性に関する深い洞察を基盤に、自由と制度の自生的展開を強調するフリードリッヒ・ハイエクの議論、自己の運命を引き受けて格闘しながら生きていく個々人の歴史的・個別的な生に注目するロバート・ノージックの議論、共同体の成員資格それ自体を基本的な財と見なして必要に応ずる分配を展開するマイケル・ウォルツァーの議論など。それらの議論の位置づけをきちんと確定する作業もまた、今後の課題として残されています。

本特集のベースとなるのは、「社会保障改革の理念と構造」プロジェクト(塩野谷祐一主査)と「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」プロジェクト(鈴村興太郎主査)との合同研究会です。厚生経済学、経済哲学、社会思想史、政治哲学、法哲学、社会哲学、社会学、社会保障法、比較憲法学、ゲーム理論、ジェンダー論など、研究会での報告経験者が継続的に参加する中で、プロジェクトは自生的な展開を遂げていきました。テーマも領域も多彩なメンバーに共通する特徴は、各自の専門に関して忠実であることでした。それぞれ一定の理論や方法、研究スタイルを携えており、その分野の<雄>あるいは<異端児>と見なされているひとも少なくないので、当然ながら議論は白熱します。矛盾する命題が出された場合に譲り合う姿はまず見られませんでした。でも幸運なことにそこには共有された一つの徳性がありました。それは、方法論的な、あるいは学問的なリベラリズムと呼ぶべきもの——「寛容(tolerance)」⁹⁾——です。すなわち、自分とはまったく異質な議論に素直に驚き、その真価を察知するや否や然るべき文脈に正当に位置づけようという姿勢、さらにそれを自分自身の領域に引き受け独自に展開させようという姿勢、このような専門に関する忠実さと異質な議論に対する寛容こそが研究会を持続し発展させる真の原動力となったように思われます¹⁰⁾。この場を借りて研究会にご参加くださいました方々に心より御礼申し上げます。

本特集は、かならずしも「現代の規範理論と社会保障」に関する研究の終結点を示すものではありません。むしろ本特集を契機として同テーマをめぐる議論が研究会の内外でさらに展開されていくならば幸いです¹¹⁾。

- 1) 社会保障研究所編(1977)『社会保障の潮流：その人と業績』全国社会福祉協議会に再録.
- 2) 社会保障研究所編(1995)『社会保障論の新潮流』有斐閣に再録.
- 3) Aは設計されるシステムの内容に関わる問題であり、Bはシステムを設計する手続きに関わる問題です。前者は、市民的自由と社会・経済的自由の保障に関する問題、後者は政治的参加の保障、すなわち民主主義の問題と言い換えることもできます。
- 4) 経済学の公共財概念は、財の技術的な性格—消費における非競合性と非排他性—に基づくものであり、公共財から引き出される効用は、私的財から引き出される効用とまったく同様に、個々人の私的な選好体系の中に組み込まれると考えられています。それに対して、ここでいう公共善とは、個々人の私的関心とは異なる関心(例えば個々人の公共的判断に基づく社会の公共的判断)によって評価される点に本質的特徴があります。Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, 1973, *Public Finance in Theory and Practice*, Singapore: McGraw-Hill Book Company (fifth edition 1989), pp. 56-7 参照。「メンバー全員の総利益と整合的であること」を要請する功利主義理論については長谷部論文参照。
- 5) これは(個々人の私的選好に関する)パレート効率性が達成されない状態です。ただし、かならずしもパレート効率性を満たさないような資源配分ルールを、(個々人の公共的判断に関する)パレート条件を満たすような集計手続きのもとで社会的に決定することは不可能ではありません。Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara, 2000, "On Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University 参照。
- 6) 「承認のかたちや条件」をいかなるものとするかについても多様な見解が存在します。すべての個人の意見を形式的に等しくカウントする多数決主義、高次原理に関する理性的・公共的な解釈を基盤とする立憲的民主主義、さらには真理の存在とその認識可能性を前提とするプラトン主義など。
- 7) はたして、整合的な判断を形成しうるのかは社会的選択理論の重要な課題となります。また、体系化を行う必要があるのかもまた方法論的な争点の1つです。さらに、「体系化」のあり方—緩やかさや柔軟性—についても、異なる議論が提出されています。
- 8) 例えばセンは、政策科学においては、選択肢を完全に比較する「順序」ではなく、比較不可能な部分を残す「準順序」がむしろ重要な意味をもつこと、また、対立する規範的判断を、想定される他の事態によって覆される可能性のある判断(非基本的判断)、あるいは、理性的に退けにいく他の理由によって覆される可能性のある判断(非強制的判断)のいざれかに読み替えたうえで、それらを組み合わせるという戦略を提示しています。鈴村・後藤、2001/2002 参照(鈴村論文の「参考文献」参照)。
- 9) 現代の本質的な特徴を<多元性>と捉え、「寛容(tolerance)」を方法論的にも理論的にも、そして実践的にも重視する論者の代表がジョン・ロールズです。Rawls, 1971, 1993, 1999(これらの参考文献については塩野谷論文の注1参照)。
- 10) そのような徳性ははたして個人に属するものか、研究会の場自体に属するものであるのか? 制度の自生的発展に対してひとの主体的意志や活動をどのように評価するかもまた、福祉政策のあり方を考える際の重要な論点の1つとなります。山脇直司(1999)『新社会哲学宣言』創文社、また、盛山和夫(1997)『制度論の構図』創文社参照。
- 11) 上述したプロジェクトの研究成果に関しては研究報告書(2002年4月)および『季刊社会保障研究』(38巻2号予定)を参照のこと。

(後藤玲子 国立社会保障・人口問題研究所)